

銀行法施行規則

昭和57年 3月31日大蔵省令第10号

改正：令和 2年 4月30日内閣府令第39号（銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令）

改正前	改正後
-本則-	
施行日：令和 2年 4月30日	
<p style="text-align: center;">（電子決済等代行業に該当しない行為）</p> <p><b>第一条の三の三</b> 法第二条第十七項に規定する内閣府令で定める行為は、同項第一号に掲げる行為であつて、次に掲げるものとする。ただし、預金者（法第二条第十七項第一号に規定する預金者をいう。以下この条、次条、第三十四条の六十四の九第三項第一号及び第三十四条の六十四の十一において同じ。）から当該預金者に係る識別符号等（銀行が、電子情報処理組織を利用して行う役務の提供に際し、その役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別するために用いる符号その他の情報をいう。第三十四条の六十四の九第四項第五号において同じ。）を取得して行うものを除く。</p> <p>一 預金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う行為</p> <p>二 預金者による当該預金者に対する送金を目的として行う行為</p> <p>三 預金者による国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人、同条第三項に規定する大学共同利用機関法人又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人に対する支払を目的として行う行為</p> <p>四 預金者による商品の売買契約又は役務の提供に係る契約の相手方に対するこれらの</p>	<p style="text-align: center;">（電子決済等代行業に該当しない行為）</p> <p><b>第一条の三の三</b> 法第二条第十七項に規定する内閣府令で定める行為は、同項第一号に掲げる行為であつて、次に掲げるものとする。ただし、預金者（法第二条第十七項第一号に規定する預金者をいう。以下この条、次条、第三十四条の六十四の九第三項第一号及び第三十四条の六十四の十一において同じ。）から当該預金者に係る識別符号等（銀行が、電子情報処理組織を利用して行う役務の提供に際し、その役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別するために用いる符号その他の情報をいう。第三十四条の六十四の九第四項第五号において同じ。）を取得して行うものを除く。</p> <p>一 預金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う行為</p> <p>二 預金者による当該預金者に対する送金を目的として行う行為</p> <p>三 預金者による国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人、同条第三項に規定する大学共同利用機関法人又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人に対する支払を目的として行う行為</p> <p>四 預金者による商品の売買契約又は役務の提供に係る契約の相手方に対するこれらの</p>

契約に係る債務の履行のみを目的として、当該相手方又は当該契約の締結の媒介（当該履行に係る為替取引を行うことの指図（当該指図の内容のみを含む。）の伝達により行う媒介を除く。）を業とする者（以下この号において「相手方等」という。）が当該契約に基づく取引に付随して行う行為であつて、当該行為に先立つて、法第二条第十七項第一号の銀行と当該相手方等との間で当該履行に用いる方法に係る契約を締結しているもの

◆追加◆

契約に係る債務の履行のみを目的として、当該相手方又は当該契約の締結の媒介（当該履行に係る為替取引を行うことの指図（当該指図の内容のみを含む。）の伝達により行う媒介を除く。）を業とする者（以下この号において「相手方等」という。）が当該契約に基づく取引に付随して行う行為であつて、当該行為に先立つて、法第二条第十七項第一号の銀行と当該相手方等との間で当該履行に用いる方法に係る契約を締結しているもの

- 2 法第二条第十七項に規定する内閣府令で定める行為は、同項第二号に掲げる行為（法第五十二条の六十一の二の登録を受けた電子決済等代行業者の行為に限る。）であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。
- 一 当該電子決済等代行業者及び銀行の双方が法第五十二条の六十一の十第一項に基づき、令和二年五月三十一日までに電子決済等代行業に係る契約を締結する旨の意思を表示しているもの
  - 二 新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）のまん延の影響によりやむを得ず前号に規定する日までに同号の契約を締結することが困難となるもの
  - 三 第一号の契約を令和二年九月三十日までに締結するもの
  - 四 その行為に関し、その行為に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置が講じられているもの

-改正法・附則・題名- ～令和 2年 4月30日 内閣府 令 第39号～

施行日：令和 2年 4月30日

◆追加◆

附 則（令和二・四・三〇内閣令三九）

-改正法・附則- ～令和 2年 4月30日 内閣府 令 第39号～

施行日：令和 2年 4月30日

◆追加◆

(施行期日)

1 この府令は、公布の日から施行する。

(この府令の失効)

2 この府令は、令和二年九月三十日限り、  
その効力を失う。

\*\*\*\*\*